

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方の改定について

ポイント

- 公正取引委員会は、令和5年3月、事業者や事業者団体によるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を後押しすることを目的として、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」、いわゆるグリーンガイドラインを公表
- グリーンガイドラインについて、早ければ来春にも改定を行い、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を一層後押ししていく

(ガイドライン公表後の取組について)

- ・ガイドラインの公表以降、約半年が経過
- ・公正取引委員会は、事業者や事業者団体等への考え方の周知、説明を実施
- ・様々な産業分野の事業者及び事業者団体の具体的な取組に関する相談に対応
- ・グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を後押しすべく、国内外の経済実態やその変化の状況を確認しつつ、積極的かつ柔軟な対応を進めている

(ガイドラインの改定について)

- ・グリーンガイドラインでは継続的に見直しを行うことを表明
- ・本年6月に閣議決定された骨太の方針や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」において、ガイドラインについて、更なる明確化を行うことが、政府全体の方針に明記された
- ・具体的な相談事例や事業者等との意見交換の結果を踏まえ、共同廃棄、共同調達等の取組について、公正取引委員会が市場の実態を踏まえた対応を採る点に関する考え方の更なる明確化を進めていく
- ・ガイドラインの改定について、現時点で具体的な時期や内容は決まっていないが、早ければ来春にも改定を行い、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を一層後押ししていく

(参考)

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

G X を実行するための原材料等の共同調達やデータ共有等における独占禁止法に関する課題に対応する（積極的な相談対応、法的に問題にならない行為の更なる明確化等の指針の充実等）。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

G X を実行するためには、複数社での連携が重要であることから、国際的な競争状況も踏まえ、設備の共同廃棄、原燃料等の共同調達やデータ共有等における独占禁止法に関する課題について、事業者等の取組を後押しする対応を検討する。